

川崎町議会定例会会議録

令和3年9月9日（第3号）

○出席議員（13名）

1番	佐藤清隆君	2番	遠藤雅信君
3番	佐藤昭光君	4番	高橋義則君
5番	沼田長一君	6番	大沼大名君
7番	神崎安弘君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	遠藤美津子君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	渡邊輝昭君	会計管理者兼会計課長	柏慎一君
税務課長	菅原清志君	農林課長	大友聡君
建設水道課長	阿部大樹君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
病院事務長	高山裕史君	教育長	相原稔彦君
学務課長	佐藤健君	幼児教育課長	佐藤邦弘君
生涯学習課長	小原邦明君	農業委員会事務局長	大宮陽一君
代表監査委員	大松敏二君		

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤文典君 書記 高橋悦子君
書記 佐藤明尚君

○議事日程

令和3年川崎町議会定例会9月会議議事日程（第3日）

令和3年9月9日（木曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 佐藤 新一郎 君

12番 遠藤 美津子 さん

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、高橋悦子、佐藤明尚を選任します。

日程第2 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承ください。

順番に発言を許します。

通告第5号、12番遠藤美津子さん。

【12番 遠藤美津子さん 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、男女共同参画・女性活躍推進について質問願います。

○12番（遠藤美津子さん） 皆さん、おはようございます。12番遠藤美津子でございます。

本日質問する前に、皆さんにお願いがございます。本日の質問1、2点ともに関連する質問となっておりますので、その点ご了承をお願いしたいと思います。

それでは12番遠藤美津子、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、男女共同参画・女性活躍推進についてお尋ねいたします。

女性活躍推進法が平成27年8月、10年間の時限立法で成立しました。当町として、これに基づき平成28年4月川崎町特定事業主行動計画（女性活躍推進編）を策定しております。策定内容の計画期間は平成28年4月から平成38年3月までの10年間とし、前期5年間の第1期計画としております。今年度、計画策定の時期だと思っておりますが、内容の検討、見直しされているのか伺います。

また、女性が活躍できる環境で重要なことは男女共同参画の推進であると思っております。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現であります。

多様化する現代において、女性のみならず全ての人が輝ける社会を実現するため、男女共同参画社会の実現が不可欠と考えます。

その観点から、以下伺います。

1点目、男女共同参画プランの策定について。

2点目、男女共同参画・女性活躍の現状をどのように分析し、課題をどのように認識しているのか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 男女共同参画・女性活躍推進について、遠藤美津子議員の質問にお答えします。

「女性活躍推進編の内容の検討、見直し、男女共同参画プランの策定について」との質問であります。平成27年8月に女性活躍推進法が成立したことに伴い、川崎町特定事業主行動計画の附属計画として別途策定した女性活躍推進編は昨年度で5年間の計画期間が満了となりました。現在、計画を効率的に運用することを目指し、2つの計画を一つに統合した第4期川崎町特定事業主行動計画の策定に向け、鋭意取り組んでいるところであります。

次に、「男女共同参画プランの策定について」であります。この計画は仙南地区では白石市、角田市、蔵王町及び柴田町で策定しておりますが、今後近隣市町の動向を見ながら策定の必要性を検討してまいります。

2点目の「男女共同参画・女性活躍の現状をどのように分析し、課題をどのように認識しているのか」との質問ですが、男女共同参画や女性活躍社会の推進は、議員ご指摘のとおり、これからの社会においてなくてはならない大切なものであると捉えております。このことについては、川崎町では一定程度の進展は見られるものの、男女の役割に対する固定的な考え方などからまだまだ不十分な面もあると考えられますので、今後とも必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） 男女共同参画・女性活躍推進について、ご答弁をいただきました。

この男女共同参画社会、川崎町共同参画推進条例も平成21年9月に制定をされております。この川崎町特定事業主行動計画、女性活躍の見える化、これについても策定をし、今年度2つの計画を一つに統合した第4期川崎町特定事業主行動計画の策定に向けて努力していくという答弁でございました。

この特定主女性活躍の見える化の策定の際に、これ5年前だと思います。5年前の6月に、私はここでまた女性参画についての一般質問をさせていただいております。そのときに、町長は随時柔軟な対応をしていくという答弁をいただいております。その後、この点について町長は柔軟にお考えなり、どのようにその回答に対して認識をされてご回答したのかお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 当然、男女共同参画社会は時代のニーズでありますから、それに沿って

我々も対応していくべきですし、対応したいと思ってそのような返答をしたんだと思っておりません。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） この川崎町男女共同参画推進条例の中に第13条ですね、この中に女性の労働環境改善への支援をうたわれております。この中には、あらゆる雇用の形態において女性の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供及び相談その他の支援を行うよう努めなければならないと明示しております。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） この点につきましては、男女に関わり合いなく私はひとしくその面については対応して考えていかなければならないと思っています。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） 労働条件の中身ですけれども、これは女性がずっとうたわれてきております。女性の働く環境について、ちょっとお話をさせていただきます。

昨日も的場 要議員のメンタルヘルスの質問がされました。どうして、この男女共同参画が進みが遅いのか、認識不足というのは当然あるかと思えます。その中において、町は、町長は、例えば職員の女性のこのような職場の改善策という点についてお聞きになっているのか、まず伺いたいと思います。

先日も職員の方にこの職場環境の状況についてお話を伺いました。きちんとこの条例にも定められているし、労働基準法にも定めてあります。例えば、この後に質問します女性の生理についても、きちんと体調がすぐれない場合2日間の生理休暇ということもうたわれております。その点について、町で今まで実績があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 遠藤美津子議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

現時点まで、明確に生理休暇ということを目的として休暇を取得されているというような実績はありません。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） もう何十年も経過した中で、その生理休暇も取れない状況、いかなものかと私は考えるところであります。後者で質問をさせていただきますけれども、女性の生理に関しても大変体の不調等々、個人差があります。そういう中で恐らく女性職員の方々は、恐らく鎮痛剤を飲んだり、個人差がありますけれどもそういう中で頑張っているんだなど。そのお

話を聞いて取れない環境というのをいかなものかと。今後ですね、やっぱり女性参画を進めるには、女性の小さなその現場の声をもっともっと聞いていただいて組織化でもしながら女性の皆さんの声を聞く、その体制づくりも今後策定に当たっては必要じゃないかと思います。福祉課に行った際も、担当のほうは仕事上のやり取りは取れるけれども、普段のそういういろんなところの女性職員とのコミュニケーションが取れていないという本当に残念な状況の中で、どうして男女共同参画を進めようと思っているのかと私はすごく疑問に思います。その点について、今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 保健福祉課のほうでそういったことを聞かれたということで、私もそう思うときがあります。保健福祉課の、特に保健師などは昨日の話ではございませんが、10年も15年も同じ職場にいて異動がございません。そういった中で、仕事柄町民との意見交換はあるけれども、意外とその中でないんだと新一郎議員から昨日言われましたが、異動がないことが逆にそういった弊害を生んでいるというようなことも話をいただきました。ある意味、それは女性同士の中でどこかで広がっていない部分もあるようです。こういったことを踏まえて、そういう生理のことが作用するんだということも正直あまり我々男にとっては認識していない面もございましたので、改めて遠藤議員のご指摘のとおり、そういった面が女性の方には多いんだということを踏まえながらこれからは遠慮なくその生理休暇なんかも取ってもらえるような環境づくり、また認識を我々もしていかなければならないと思います。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） 町長のご答弁ですけれども、福祉課に限らず女性職員ということでございます。

昨今の女性の就職を希望する方々はどういう点に一番重点を置いて職を求めるということでございますけれども、これは福利厚生がどれだけ充実しているか。また、それが就職の際に会社を選ぶ基準になっているという調査結果があります。ただいま町長おっしゃったように、生理休暇だけでなく、この女性の活躍できる環境づくり、最も男女共同参画の視点で私は大切になってくると思います。例えば、女性のそういうコミュニケーションを取る体系、組織、何かそういう位置づけをされて声を吸い上げる。でなければ、また同じ環境で過ごしてしまうんじゃないのかなという私は危惧をするんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 我々が若いときは、福利厚生よりもとにかく一生懸命仕事をして自分の

働いた分だけ認めていただきたいというような社会でありました。今は、やはり福利厚生がどのぐらいしっかりしているかということを見定めるといふもの、遠藤議員のおっしゃるとおりだと思います。そういった意味で、この役場の中も男女に限らず仕事が多いわけですから、本来もっとしっかりと休みを取ってリフレッシュすべきところを議員の皆さんや町民の皆さんからも言われておりますし、職員の中からもそういった意見が出ているのも事実であります。そのためにも、やはり我々は何をやるべきか、何を削るべきか。特に、この決算委員会は議員の皆さんが昨年度1年の働きぶりや数字を評価する時期でありますから、もうこういった事業はやめてもいいんじゃないか、そういったことを遠慮なく言っていただいて、仕事の量を全体的に減らしていかないと休みも取れませんし、福利厚生のほうに気持ちもいきませんので、遠慮なくこの決算議会でこういった分野はもうそろそろ削ってもいいのではないかとといったものも言っていただかないと、なかなかそういった面に踏み込んでいけないとも思っております。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） 町長、予算を削るとかそういう部分での話ではないと思います。

女性の活躍できる環境整備という点での私は提案をさせていただきました。女性職員にかかわらず全体の町の男女共同参画についてでありますけれども、隣の山形県の取組で「女性の力で地域を元気に！」という冊子があります。これは県内女性町内会、山形県ですね、お隣さんです。その自治会長さんの取組例を紹介しております。このように、自治会長さん、女性ということで問題点、そして今取り組んでいる内容等々が記されております。こういうことも踏まえても、まだまだ今後川崎町の課題がたくさん見えてくるのではないかなと思います。そういう点におきまして、町全体の男女共同参画も推進をしていくべきだと考えますけれども、その点お伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 男女がひとしく社会で活躍できるということは当然でありますから、取りあえずそのことを支援したり、理解したりするのは誰も異存はないと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 次に、コロナ禍における女性の負担軽減と適切な情報提供について質問願います。

○12番（遠藤美津子さん） それでは2点目、コロナ禍における女性の負担軽減と適切な情報提供について質問いたします。

世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみな

らず格差が広がっている先進国においても問題になっております。この問題は日本でも無関係ではなく、任意団体である「みんなの生理」が行ったオンラインアンケートでは、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかの物で代用しているなどの結果が出ております。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘もあります。このような現状から4月5日、町に対し「コロナ禍における女性の負担軽減と適切な情報提供に関する緊急要望書」を提出いたしました。要望書に関する現状と課題、今後の見解についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 「コロナ禍における女性の負担軽減と適切な情報提供について」との質問であります。要望書につきましては今年4月5日に公明党川崎支部から提出があり、5月12日に書面にて回答いたしておりますが、以下要望書に記載されております7つの質問ごとに回答させていただきます。

1点目、「生理用品を防災備蓄品目に加え、更新時には希望する方へ無償提供すること」との質問ですが、生理用品につきましては防災備蓄品として保健福祉課内に一定量備蓄しております。また、今後更新により廃棄となる生理用品につきましては、対象者の範囲や周知、配布方法の検討を行った上で希望する方に提供してまいりたいと考えております。

2点目の「経済的理由により生理用品の用意が難しい方には、公的資金を投じて円滑な運営をもって配布するため、国や県と連携して必要な方に届く仕組みを講じること」につきましては、これまでのところ母子家庭などから生理用品を用意できないといった生活相談はありませんが、今後生活相談などの中でニーズが生じてきた場合には個別に対応してまいります。

3点目の「町内の小中学校、公共施設などにおいて、生理用品を無償で提供する方策を講じること」につきましては、現在、各小中学校とも学校に配当されている予算で保健室に生理用品を一定数備えており、児童生徒の申出に対応できている状況です。

なお、生理用品の利用申出があった児童生徒については、家庭環境を含めた状況を適切に把握し、必要な指導や支援を行ってまいります。

4点目の「学校や公共施設などでの配布に当たっては、意思表示カードなどを活用してプライバシーに配慮すること」につきましては、各小中学校では養護教諭を中心に女性教員が女子児童生徒の気持ち、プライバシーに十分配慮しながら健康面の諸課題に対して適切に対応しております。具体的には、自ら声を上げて必要な申出ができない児童生徒がいるであろうことを想定し、トイレに支援のメッセージを貼り出す方向で準備を進めているほか、必要に応じて意思表示カー

ドの活用も考えております。また、福祉センターにおける保健師の対応も同様であります。

5点目の「関係機関や各種団体などと連携して、寄り添う相談支援の構築と居場所づくりの確保を図ること」につきましては、現在生活困窮に関する相談があった場合に町の社会福祉協議会等関係機関との連携を図りながら、生活福祉資金の案内や緊急の食糧支援を行っていますが、今後も現行の相談窓口体制を維持しながら生理用品を含めた相談支援を行ってまいります。

6点目の「生理を隠さなければならない風潮が根強く、学校教育や社会全体で支え合う環境づくりと適切な情報提供に努めること」につきましては、現状では教科指導において成長に応じた体の変化などの内容を男女ともに学び、宿泊行事の事前指導などでは女子児童生徒のみを対象とした必要な指導を適時行っております。今後は、これまでの様々な指導の場面や内容を振り返り、文部科学省の方針に沿いながら適切な指導の在り方を模索してまいります。

7点目の「生理用品の寄附を受け付ける仕組みづくりを検討すること」につきましては、町の社会福祉協議会が窓口となり、高齢者の紙パンツやバスタオル、衣類など温かい善意の寄附を受け付けておりますが、その中におきまして生理用品も含めてのPRを行ってまいりたいと考えております。

以上、7点について回答いたしました。これまで貧困を理由に生理用品の提供を求められたということはありませんが、今後そのような相談が寄せられましたら宮城県の福祉担当部署とも連携しながら生活困窮者への支援を適切に行ってまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） この生理の貧困問題は、女性に限らず男性の問題でもあると思っております。これは、経済的な理由から生理用品が買えない女性がいる生理の貧困。マスコミでも大きく取り上げられて、皆さんももうご存じのことだと思います。女性にとって必需品である生理用品を購入できない人がいる、その支援の手を差し伸べる必要から公明党、参議院議員の佐々木さやか国会議員が3月4日の参院予算委員会で実態把握と必要な対策を講じるよう国に訴えました。国は、地域女性活躍交付金の拡充でそれに充てていくという回答をいただいております。今ご回答いただきましたけれども、1点目の防災備蓄品については早速防災備蓄品目に入れていただいたということで感謝を申し上げたいと思います。

2点目の経済的理由により生理用品の用意が難しい方、これを必要な方に届く仕組みを講じていただきたいという要望でございます。これは、相談者がいないという、町としてこのコロナ禍で女性の貧困に関しては全くそのような状況がないと私はご回答をいただいたのかなと思います。町長もご存じだと思うんですけども、毎日ご心配されて福祉課に行かれて、コロナ接種会場、

土日休まずご心配をして行かれて見て調査をしているようですけれども、この声を出せない言いづらさというのがコロナ禍において顕在化してきたということでございます。

福祉協議会に行きまして、お聞きしてまいりました。町のどういう問題、相談があるのかお聞きしました。やはり女性の方、仙台に勤めていて飲食業をされている、飲食業がストップして経済的に大変な状況で、社協に相談に行きました。緊急小口資金を借りていったというお話でございます。この福祉協議会には130件余りの相談と緊急小口資金を借りている状況があります。その点について、町長、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） コロナ禍、去年からこのように続いております。こういった中で、多くの人たちが仕事をなくしたり、収入が減ったり、とんでもないことになっているわけですから、そのことを誰もが心配していますし何とかできないものかと思いつつ、今まず町長としてやるのは、一人でも多くの人たちにワクチン接種をしていただきたい。そういったことで土日現場に行って、皆さんに声をかけたり、また皆さんからの声を聞いているところであります。このコロナ禍で苦勞されている人が多いということは、皆さんも私も重々感じているところです。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） 教育長にお尋ねいたします。

小中学校の小学校の養護の先生とお話をさせていただきました。養護の先生もこの生理の貧困、この要望に対してすごく大切なことだということで、今取り組んでいるところがあるので、教育長のほうからお話を伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

4月の要望を受けまして、早速校長会、それから養教部会を開きまして、その中で現状の認識とそれから学校でそれぞれ抱えている課題の共有化、そして具体的にどのような方向性でこの問題に対処していくかということについて検討を重ねてまいりました。具体的には、9月の最新の養教部会、先週だったですかね、開催された中で各小中学校女子トイレの個室全てではありませんけれども、複数ある個室の幾つかにメッセージを貼って、いつでも準備していますよ、安心して先生に相談してくださいねというような内容のメッセージカードを貼りましょうと。併せて、子供たちにカードを事前に持って、言葉にできない部分についてはそういうカードを提示してということで養護教諭のほうで原案を作成しまして、今各学校に配付する準備を進めているところでございます。

ただ、実際にこの協議を進めていく中で学校として大事にしていきたいこと、幾つかございました。遠藤議員とも意見交換をさせていただきながら、こういう生理の貧困にかかわらず、生活面でいろいろコロナ禍という中で家庭も難儀している、それを踏まえて子供たちの生活環境が立ちかないのであれば、誰一人取り残さないで支援をしていかなければならないんでないだろうかということ併せて、声に出せない子供たち、そこで大事に支援していかなければならないのはもちろんですけども、私たち学校教員ですから子供たちが社会的に自立をする、その中では大変で困っているんだという場合には支援の手を差し伸べてくれと、自ら声に出して言えるような子供たちも育てていかなきゃないんだということで、その両面を大事にしながら子供たちの支援に当たっていかうということで、現在動いてございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子さん） 大変貴重な話、ありがとうございます。

教育現場、本当に今大変な状況で、皆さん頑張っているなということ昨日の佐藤清隆議員の一般質問でも感じたところであります。昨日の質問の内容を見ますと、学校に行けない子供さんが17%いるという回答だったと思っております。

今回の女性活躍推進交付金、そして男女共同参画の重点方針として国からいろんな打ち出しがされております。このコロナ禍において、中でも交付金を使って、例えば学校に行けない子供たち、なかなか行けない子供たちのために居場所づくりを提供してはいかがという国からの寄り添い型支援、つながりサポート型活躍推進型ということでNPO等との団体を通じて運営をしていくという、国がそういう施策にも打って出ております。川崎町もそういう学校に行けない不登校の子供さんがますます増えてくる、こういうコロナ禍の中で女性の方、職を失う、また母子家庭もある中でそういう声に出せない小っちゃなところからの声を吸い上げて、こういうところにも手を差し伸べていただきたいなと考えております。先日、絵本の広場に行ってまいりましてお話を伺いましたところ、やはり学校に行けない子供さんを連れてお母さんが来て、そこで活動をして元気に帰っていきましてと。そういうお話を伺って、今まさに大切なのは、そういう小さな声を拾い上げて施策に結びつけていくというのがまさに重要課題だと思っておりますけれども、町長のお考えを伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 遠藤議員の質問にお答えします。

やっぱりそういった小さな声、小さなこと、誰もが見落としがちでありますから、そういった

ことを我々に届けていただくのが議員さんの仕事でありますから、その中で我々も何ができるのか、真剣になって考えて努力していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） これで遠藤美津子さんの一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第6号、4番高橋義則君。

【4番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、不祥事発生に伴う再発防止の対応について質問願います。

○4番（高橋義則君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。4番、日本共産党高橋義則です。よろしくお願いいたします。

今回の質問は2問ありますが、最初に、不祥事発生に伴う再発防止の対応について質問いたします。

7月1日の新聞報道を受けて、今回の事件発覚を知りました。この事件に発展する前に何らかの対応ができなかったのか、議員として私も考えさせられる事件でもあります。今後、町で進める再発防止策についてお伺いいたします。

1点目、町は川崎町不祥事再発防止対策検討委員会を立ち上げましたが、いつ立ち上げたのか。また、構成員はどのようになっているのでしょうか。

2点目、検討委員会の中でどのような対策案が出されているのか。

3点目、議会は不祥事の再発防止を求める要望書を提出したが、検討委員会では反映されているのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 4番高橋議員の質問にお答えします。

1点目の「再発防止対策検討委員会をいつ立ち上げたのか。構成員はどうなっているのか」との質問であります。去る7月27日に川崎町不祥事再発防止対策検討委員会を設置しております。構成員につきましては、副町長、教育長、総務課長、農林課長、建設水道課長の5名であります。

2点目の「対策検討委員会の中でどのような対策案が出されているのか」との質問ですが、検討委員会では再発防止を確実に講じるため、職員倫理、綱紀粛正等、作業部会と入札契約制度改革作業部会の2つの作業部会を設け、課題の調査、検討を行っているところであります。

3点目の「議会から要望書を提出したが、対策委員会では反映されるのか」との質問ですが、議会から寄せられた要望内容を反映させていただき、再発防止に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 昨日もこの関連の質問がいっぱい出されましたので私が聞くこともあまりないんですけども、今回7月2日の会見で町長の話の中に載っていたんですけども、その中で技術系の人材が少なかったと、それでそのような結果になったということを報道の中でお話されていました。今後どのようにして、技術系の人を確保しながらこの部署に担当させていくように考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 昨日も議会が終わってから副町長、総務課長と意見交換していたんですけども、かつては初級、上級ではなくて初級の技術者を募集した時代もあったようです。そういったことで、上級だけでなく初級の分野でも募集をかけたらいいのではないかとかいろんな意見が出ました。いずれにしても、今までとは違った形で募集をかけたり、働きかけをしなければいけないとも思っています。ほかの町はどうやっているのか、もっとしっかり聞いてみようという意見も出ましたし、いずれにしてもこの技術者をどのように確保していくかというのは今の地方公共団体の課題でもあるようです。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 現在、川崎町には多くの建設業者があります。このような事件の中身として、特にその入札の仕方、やり方、そのような最低価格を漏らしたというような中身的には問題があって、今回のその事件によってほかの建設業者の方が仕事を取れなかったという大きな問題もあると思います。その各建設業者が今後その仕事がなくとも川崎町で営業をできなくなると万が一災害が起きたとき、それに対応できる建設会社がいなくなっても大変困ると思います。それで、このような入札、町内に仕事を与えたり、平均にするためには適正なる入札の仕方と新たな入札の方法も考えるべきではないかと思いますが、その点についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 副町長。

○副町長（奥山隆明君） 高橋議員のご質問にお答えします。

今回の事件を受けて、新たな入札制度を考えるべきではないかというご質問でございます。新たな入札制度を考える上では、やはり今回の事件に至った経緯をしっかりと踏まえて検証して、そ

の上で有効な対応を考えなければいけないと考えています。そういった中で、やはり先日もお話ししましたが、二度とこのようなことがないようしっかりした対策を考えたい。その中で入札制度も考えてまいりたいとそのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 次に、第8期介護保険事業計画について質問願います。

○4番（高橋義則君） 2問目の質問は、第8期介護保険事業についてお伺いいたします。

今年3月、川崎町高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画が発表されました。75歳を超える団塊の世代2025年、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年に向けて今後の取組を踏まえ、考えが書かれているものでございます。

よりまして、次の3点についてお伺いしたいと思います。

1点目、要介護にならないように健康づくりや自立支援、重度化防止の取組を重点的に推進するとありますが、コロナ禍の中でどのようなことを実施し、継続していくのでしょうか。

2点目、介護保険料における低所得者の負担は大きなものがあります。生活保護及び低所得者などに支払いが困難と思われる人の対策はありますか。

3点目、団塊の世代が後期高齢者になる2025年以降の施設がますます不足すると考えます。その対策はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 第8期介護保険事業計画について。

1点目の「コロナ禍の中でどのようなことを実施、継続していくのか」との質問ではありますが、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大の中にあってもやすらぎデイサービスや元気まんてん介護予防教室、手芸サロンや地区サロン、軽運動教室などフレイル対策や認知症予防も含めた高齢者の憩いの場を可能な限り持続してまいりました。また、関係機関の協力を得て高齢者世帯を訪問し、実態調査と感染予防対策の指導も実施したところであります。このことを通して、パンデミックにあっても医療機関や介護福祉施設との情報共有と支援体制の連携強化が図られたものと認識しております。これらの経験を生かしながら引き続き感染対策をしっかり講じつつ、介護重度化予防と防止と自立支援、相談支援の取組を可能な限り継続してまいります。

なお、現在は国の緊急事態宣言の期間中でありますことから、デルタ株の蔓延、全国的な感染爆発、町内感染者の増加にも鑑み、町民の健康と様々なリスクを回避するため、残念ながら全ての介護予防事業を一時休止していますことを申し添えます。

2点目の「生活保護及び低所得者など支払いが困難と思われる人には、どのような対策を考え

ているのか」との質問ですが、第8期介護保険料はコロナ禍による町民負担増の回避と健康増進機運の高揚により、前期計画からの基準額のアップを見送ったことはご承知のとおりであります。また、ご指摘の生活保護受給者や住民税非課税世帯は基準額のマイナス30%から70%の範囲内で保険料の低減及び公費、国や町のお金によって上乘せ軽減措置を講じております。

3点目の「2025年以降の施設がますます不足すると思われるが、対策の計画はあるのか」との質問ですが、川崎町における将来の人口推計では2025年令和7年の65歳以上の高齢者人口は、2020年の約3,220人に対して80人増の約3,300人と予測されています。川崎町では、特別養護老人ホーム等入所施設などの長期間の入所施設サービスについては現状を維持する方向であり、このことは従来より議会からもご提言をいただいているところでもあります。議会からは、新たな施設は川崎町にとっては過剰なサービスにつながりかねないというご意見をちょうだいしております。

一方、住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護サービスなどを行う介護サービス施設については積極的に充実を図ってまいります。今後とも「身も心も健やかに笑顔で暮らせる長寿のまち」を基本理念に、高齢者が必要なサービスを楽しみながら自宅や地域で生涯にわたり安心して暮らし続けることができる社会づくりのため、健康づくりの推進や健康寿命の促進、地域支援事業の充実などを関係機関と連携し進めてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 介護保険料についてお伺いいたします。

保険料は利用者負担が1割から3割となっていて、除いた給付費の半分を公費で賄い、残りの半分は被保険者から徴収する保険料を財源となっていると書いておりますが、介護を受ける方が多くなりますと保険料は当然上がるのかと思うんですが、その保険料についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 高橋議員のご質問にお答えします。

ただいま高橋議員がおっしゃったように、介護給付費に当たる財源のお話だったと思います。半分が保険者からの負担、半分が国県、それから市町村の公費負担ということでの半分ずつの負担になるのか。保険料については、半分のうちの被保険者についてはどのくらいなのかと質問としては捉えました。

おっしゃるとおり、財源構成については1号の被保険者、いわゆる65歳以上の方々から23%ほどの保険料として財源構成割合を構成しております。それから2号被保険者、40歳以上の方々からの保険料を徴収いたしまして半分の財源をいただいていると。それから、公費負担とすれば、

国からは約15%、県からは18%弱、それから市町村は12.5%という割合での財源構成割合となっております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 給付費が上がらないようにするためには、実際介護を受ける方が少なくなつて健康でいることが大事だと思いますが、これからそういうふうな介護給付費が、個人負担が上がらないようにするための具体策というものは考えているのでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 保険料の増加を抑止するために、回避するためということだと思います。ただいまの質問については、保険料が上がらないためにはどうしたらいいだろうかというご質問として捉えました。

まさに今おっしゃったとおり、健康づくりというのは介護保険料を上げないための方策の一つの1丁目1番地でございます。皆さんが健康で、健康寿命が促進され、しかも介護サービスを使わずに自立した生活ができる、こういったことがまさに保険料を抑える原因になる、要因になるということでございます。

したがって、健康づくり、認知症の予防、それから社会参加を通した生きがいつくりの醸成、そういったものを取り組んでいくということになります。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 先ほど質問の中にあつた介護施設に関してお聞きしたいと思います。

介護施設に関しての先ほど回答ありましたけれども、現在やっぱり団塊の世代が多く、これから後期高齢者になる時点で施設を利用せざるを得ない人たちが増えてくると思います。それで、現在、他町村から来て入っている方もいるかと思うんですけれども、この地元の施設に入ろうとしても入れない状況があると思いますので、もしこの施設を川崎町に建てた場合、町としての負担というものはどういうふうになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） ただいまの質問は、特別養護老人ホーム等の介護福祉施設、長期入所施設を建てた場合、どのくらいの負担が発生するんだろうかということだと思われま

初期投資について、当町においては議会基本条例、それからまちづくり公金等では補助金等の支給はございません。初期投資に関しての補助金事業はございません。ただ、建つた後の負担が

どのくらい発生するのかという観点から捉えれば、ただいま当町の老健施設等の給付費が令和2年度で、全体で1億8,100万円ほどお支払いをさせていただいているということになります。

以上から、養護老人ホーム、介護福祉施設等がもし建設されるとなると、それに見合った給付費が発生すると捉えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 施設を建てたり、そこに入ることになると、やっぱり町の負担が大きくなるということは理解しましたが、その保険制度の中で川崎町以外の人がある施設に来て入所している介護施設があると思うんですけれども、他町村から川崎町に来て利用した場合、町としての負担というのは増えるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 町外者の利用について当町の介護保険の負担があるのかという質問でございました。

介護保険制度におきましては、住所地特例というのがありまして、前居住地ですね、当町にもし施設に入る前に居住されていた市町村において負担するという制度になってございます。ちなみに、当町においては約30名ほどですね、川崎町内に転入されているという状況ですが、それらの方々の負担は全て前住所地での負担ということになります。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） この問題を取り上げたというのは、私も前期高齢者になりまして、もうすぐ後期高齢になろうとしている中で自分の体そのものがいろんなところが痛くなったり、もう介護を受けなくてないような状況がもう来るんだろうと思いつつ不安に思い、この質問をすることにいたしました。

今回この質問に当たって、町民課より資料をいただきまして団塊の世代の人たちは、今回は5年刻みで資料がありましたので、65歳から74歳までの段階になろうとしている人たちは何人くらいいるのかと思いこの資料をいただきました。そうしたらその年齢の方が1,719人おりまして、75歳以上の方を含めると先ほど町長が申したようになんて増えていくのが見えております。ちなみに、参考までですが、ゼロ歳から9歳までの川崎町に住んでいる方って幾らいるのかといえれば447人。同じ10年間なんですけれども、この差があります。

また、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの短い期間でありましたけれども、死亡者

のリストをいただきました。それで、私が計算したところによると平均年齢は85歳です。今回、団塊の世代が75歳になってから、平均年齢までいくと10年間はいろんな形で川崎町で生活するようになるんですけれども、先ほど町長がお話したように、「身も心も健やかに笑顔で暮らせる長寿のまち」ということをスローガンに掲げて、今回この介護保険の本を作ったわけなんですけれども、今後町民が安心して暮らせるためにも、今まで町長は子ども支援は充実して一生懸命やられてきたと思います。これからは年配の方にも目を向けていただきまして、子育てから老後まで安心して暮らせるような町にするのが今回の介護だと思っておりますので、最後になりますが町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 介護保険が高くなるのは抑えたい、これは当然であります。しかし、サービスは受けたい、これも当然であります。そういった中で、どこでどのように判断していくのか。かねてより議会の皆さんからはこの施設を建てることについては、新たな施設を建てれば過剰なサービスにつながって今度は介護保険料に跳ね返ってきますよ、ですから慎重に考えていただきたいというご提言をいただいております。この介護保険というのは、そういった制度でやっているわけですから利用者が増えれば保険料が上がる、これはどうしようもない制度であります。ですから、私たちはなるべく病気にならないようにそういった健康を守る事業を進め、また保健師の人たちを採用したり、また食事の面から皆さんにお伝えしようということで栄養士の人たちなんかも採用しているわけでありまして。改めて、そういった人たちも通じながら、この健康で暮らせる社会を目指していかなければなりません、これがやはりまたこの国の課題で、少子高齢化の中で負担する若い人たちがいない、それをどのようにやっていくか、これはどの地方公共団体でも抱えている問題です。

改めて、施設側は土地の購入も安く済む田舎のほうに施設を建てたい、それは施設を経営する人たちの常であります。そういった中でどのようにやっていけるか大きな課題であります。ただ、本当にどこでもその財源をどうしていくか、思いは誰でも持っているんですが、それをどのように財源的に負担していくか。何回も申し上げますが、そういった面に財源を充てるためには、ほかのことを削らなければなりませんからそれをやっぱりみんなで考えていく、町長はそっちに予算を回さないと言っているわけではありません。介護保険をそのままにしていくためには介護保険の基金を使ったりしていくわけですから、そのためにはみんなで考えていく。何かをするためには何かを削っていきますよ、それ誰でも気持ちは同じですから、そういったことをお互いに議論して、ここでみんなが住みやすいそういったまちづくりを進めていかなければなりませんので、

ご指導ご鞭撻をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） これで高橋義則君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時20分とします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（眞壁範幸君） 通告第7号、6番大沼大名君。

【6番 大沼大名君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、法令遵守や公務員倫理等の取組状況について質問願います。

○6番（大沼大名君） 6番大沼大名です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1つ目として、法令遵守や公務員倫理等の取組状況についてお伺いします。近年、国や地方自治体でもコンプライアンスの重要性が叫ばれています。そこで、職員への法令遵守や公務員倫理等の取組状況について伺います。

1つ目として、法令遵守や公務員倫理等の職員教育の現状はどのようになっていますか。

2点目、これまでの法令遵守や公務員倫理等の取組事業について、評価はどのようにしていますか。

3点目、法令や公務員倫理等の内容を単に理解し守るだけでなく、町として積極的に行政組織の価値を高めていく努力が必要と考えます。これは、例えば野球でいえばルールだけ知っていて、観客ではなく、やはり地方公共団体の職員というのはプレーヤーでなければならないという意味合いで質問したいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 法令遵守や公務員倫理等の取組状況について、6番大沼大名議員の質問にお答えします。

1点目の「法令遵守や公務員倫理などの職員教育の現状は」との質問であります。新規採用

職員の初任者研修や課長、課長補佐、係長職となった際の階層別研修において法令遵守や公務員倫理といった内容の研修を行っている状況であります。

2点目の「これまでの法令遵守や公務員倫理等の取組事業について、どのように評価していますか」との質問ですが、1点目で回答申し上げましたとおり、それぞれの階層別研修は宮城県市町村公務研修所でほかの市町村職員と一緒に取組を行っております。しかしながら、今回の不祥事を受けて職員には改めて高い倫理観を持っていただくためにも、町独自の研修を検討していきたいと考えております。

3点目の「法令や公務員倫理等の内容を単に理解し守るだけではなく、町として積極的に行政組織の価値を高めていく努力が大切だと考えますが、いかがですか」。先ほど大名議員おっしゃったとおり、プレーヤーとしてルールは分かっているプレーヤーとしてどうしていったらいいのかということで、私はいつも職員の皆さんにまずはAKBだと。Aはしっかりと挨拶をしていただく。Kは地元でこういった仕事に就いて、みんなが憧れている仕事に就いているということに感謝していただきたい。Kは感謝。そしてB、ベストコンディションで仕事をしてもらう。そのためには、健康を守って時間を守ってベストコンディションで仕事をしていただきたい。まずプレーヤーとしてAKBを徹底していただきたいというようなことを申し上げております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。大沼大名君。

○6番（大沼大名君） 公務員の法令遵守や倫理あるいは嫌がらせ、ハラスメントですね、俗に言われる。特にハラスメントは30種類以上の形態があると言われております。そういう中で、これらの町に求められているのはどうしてだと考えているのかお伺いしたいと思います。どうして、こういう公務員倫理、あるいは法令遵守、あるいはハラスメントの防止とか、そういったものがどうして地方公共団体に住民から求められているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） どんな組織にもルールが必要ですし、やはり我々、住民と接する上で公正であり中立であるためにはそういったルールの徹底が必要だということだと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 大沼大名君。

○6番（大沼大名君） コンプライアンスを組織の中で維持改善していくには、組織の運営管理体制の充実や強化が大切と考えますが、現時点でどのように考えていますか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私も町長に就任して10年なんですけれども、やはりトップは各町と意見交換をしたり要望活動をしたりアクティブに行かなければならないということで行動してまいり

ました。しかし、そういった中で職員にもそういったことを求めて来たんですけれども、ある意味今回の事件も踏まえてそういった法令遵守というものもこれからしっかりと伝えていかねばならないと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 大沼大名君。

○6番（大沼大名君） 職員の、10年ぐらいあるいは20年たって途中で退職するとか、あるいは今回のような不祥事ですね。こういった職員が途中でいなくなるというのは、組織の運営上やっぱりリスクだと思います。そういったリスクをやはり事前に把握あるいは対策を検討して運営管理体制の充実を図っていくことが非常に大切と考えますが、どのように捉えていますか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私も、これまで本当に外に飛び出してばかりおりましたが、これからもそうであると思いますし町長はそうでなくてはなりません。副町長を中心に中のことをしっかりと見つめ直し、点検していく環境を整えていきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 大沼大名君。

○6番（大沼大名君） 職員の教育というのは、主に県の研修所で行ってきたということなんですけれども、特にそういう法令や公務員の倫理等を職員が守っているなというような、点検するようなリストみたいな、あるいはチェック要項みたいなものは存在しているのでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 大沼大名議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

むしろ、その部門につきましては、我々管理職が随時職員の業務の内容等をチェックする立場にありますので、我々が常日頃よりそういった部分をきちんと精査するということだと思っております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問願います。

○6番（大沼大名君） 新型コロナウイルス感染症対策について。

昨年発生した新型コロナウイルス感染症は、衰えるどころか感染拡大が続いています。県は、まん延防止等重点措置の適用を受け、8月20日から9月12日までの期間、感染防止対策の充実強化を進めています。また、今日の報道では、13日から非常事態宣言からまん延防止期間への移行が検討されているというような報道がされています。

1点目として、度重なる感染対策のお願いが県より行われている状況ですが、当町の累計者数は今朝の新聞では49名と発表されていますが、町としてこの感染者数の増加をどのように受け止

めていますか。

2点目として、現在町で設置している検温計やアルコール消毒液の設置場所の基準はあるのですか。

3点目、職員への感染防止の周知はどのように行っていますか。また、職員の感染者が発生したことに伴う庁舎内の消毒の結果、効果の確認をどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 新型コロナウイルス感染症対策について。

1点目の「川崎町の感染者数について町はどのように受け止めていますか」との質問であります。川崎町の感染者は昨年12月に1人目が確認されて以来、8月末現在で48名が確認されております。川崎町は、仙台市と山形市に隣接する町であり、国営みちのく公園やスキー場、青根温泉など観光施設も充実しているため、人の往来も比較的多い中で町民の皆さんのご理解とご協力の結果、現状の推移に抑えられているものと感じております。他方で、これ以上の感染拡大を抑制するためにも、1人でも多くワクチン接種を受診されるよう鋭意努力しているところでありますので、これからもご理解とご協力をお願いいたします。

2点目の「町で設置している検温計や消毒液の設置場所の基準はあるのか」との質問ですが、アルコール消毒液については、新型コロナウイルスが確認される前からインフルエンザ感染予防として各公共施設に常備し、非接触型体温計、いわゆるサーモカメラについては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、まず小中学校やこども園、役場庁舎や福祉センター、公民館など人の往来が多い施設を優先に昨年の8月には配備を完了し、スキー場やじゃっぼの湯など観光施設への配備も9月までに完了しております。また、今年の8月には全ての分館、集落センター、コミュニティセンターへの空気清浄機の配備も完了しております。

3点目の「職員への感染防止策の周知と職員が感染した際の庁舎内消毒後の効果確認は」との質問ですが、まず職員への周知につきましては、マスクの着用や手指消毒の徹底はもちろんのこと、職員用のウェブサイトや執務室内への掲示により執務室内においては30分ごとに5分程度の換気、共用パソコンや電話、ドアノブなど不特定多数が触れる箇所の小まめな消毒について周知を図っております。

次に、職員の感染に伴う庁舎内消毒後の効果確認につきましては、保健所より接触者として認定された職員全員がPCR検査で陰性が確認されておりますので、おおむね適切に消毒作業が行われているものと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。大沼大名君。

○6番（大沼大名君） 職場で新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生したときの対応策というのは、事前に検討されていたのですか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 大沼議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

業務上の事前の対応、それと消毒並びにコロナの感染対策については、対策本部等の検討結果等を踏まえまして十分とはいえませんが、ある程度は検討、対応を行ってきたところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 大沼大名君。

○6番（大沼大名君） コロナウイルス感染症対策、仙南保健所のほうに問合せしましたら電話が3度目にですね。最後は県のほうにお伺いしてくださいと言われて、県ではホームページを見てくださいということだったのでホームページを見ましたが、なかなか非常に具体的にコロナ対策、例えば庁舎内である場合の業界のガイドラインというのがいろんなところから出している。例えば、公民館であれば文科省のガイドラインのページですね。公民館のガイドラインのページにアクセスすると、なかなか非常に見えにくいんですね。例えば、一定のソーシャルディスタンスを保つとかそういったことは書いてあるんですけども、意外と手指の消毒とかそういった接触系の防止策というのが非常に薄いのではないかと、そのマニュアルを見て感じました。

実際、接触感染もやはり疑われる場合もあると。最近のデルタ株は、従来の感染のスタイルとは変わってきているということでもちょっと厄介だと思うんですけども、やはりそういったどういったところに設置するのか。例えばカメラは入り口に設置するとかそういった細かい設置基準のようなものがやはりきちんと庁舎内で整理しておく必要があるのではないかと感じました。

また、トイレも非接触式で水道の水が出て洗える場合と蛇口をひねってやる場合といろいろあるんですけども、例えばトイレのドアノブ、これは多くの人がかかります。これは定期的に多分消毒はしていると思うんですが、要はそういった消毒をした効果確認というのはきちっと何らかの形で科学的に点検していく必要があるのではないかと感じています。多分、こども園の給食設備作るところにはそういった簡易で検査するような検査機を持っていると思いますので、そういったところの協力も得ながら、やはりきちんと消毒する業務の人がしたかどうかというのを科学的にやはり点検していく必要があるのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、消毒作業後の科学的に点検の確認の方法については、現在具体的に町としてこれを行っていますというようなことは、報告はできません。今後、ご指摘いただいた内容を踏まえまして、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それ以外の感染対策に設置しております、例えば空気清浄機あるいはカメラ、それらのものにつきましては、その設置する場所といたしまして、各メーカー納品していただいている業者さんの指導の下、適切な位置に設置をさせていただいているというところを報告させていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 大沼大名君。

○6番（大沼大名君） 庁舎内で職員が感染した、あるいはこども園で感染したということで、保健所の指導というのは具体的にどういった内容で業務を再開したのか。その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

保健所からの指導の部分につきましては、具体的にどの職員が接触者あるいは濃厚接触者に当たるといってご指導をいただいて、その場合、必要な検査、PCR検査ですね、の対象者、それと職場において少なからず何日間は出勤停止措置をしていただいたほうがいいというような指導がありましたので、その内容に即しましてそれぞれ職員を休ませたりしているというところがございます。

なお、状況に応じては、職場がまるっきり職員がいなくなるというケースも実際発生しましたので、その際は住民サービスの低下につながらないようにその課の職員のOBとか他の課の応援をいただいて業務を行ってきたというところがございます。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 大沼大名君。

○6番（大沼大名君） 最後に、例えば役場本庁舎、公民館、あとこども園とか、あるいは福祉センター、ある程度のグループごとにPCR検査を、個人ごとにやると大変なので、例えば10人分、20人分をまとめてやってもらうとか。やはりワクチンだけでは安心できない部分も、デルタ株とかの脅威がある中である程度今後そういったものを予算化して、少なくとも町の職員はこういう体制で、あるいは手指の手洗いとか消毒をしながら対応していますよと町民への安心感を示すためにも、PCR検査は何らかの形で月に二、三回やっていく必要があると考えますがいかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 現在、コロナワクチン接種を進めて、やっと一番若い世代に入ってきました。まだ職員も2回の接種終わっていませんので、まずしっかりと2回のワクチン接種をして、そして今大名議員さんおっしゃったことが必要なかどうか、これから検討させてもらって判断していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで大沼大名君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前11時46分 散会

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記高橋悦子が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
